

名張市ウィズコロナ事業者応援支援金 申請要領

国や県の支援金等で支給要件とならない売上高減少率15%以上30%未満の事業者の方を支援します！

【申請期間】

令和3年11月1日（月）～令和3年12月28日（火）

※申請状況により締切が早まる場合があります。

【申請方法】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力をお願いします。

① 郵送する場合

次の宛先に提出してください。12月28日の消印有効です。

〒518-0492

名張市鴻之台1番町1番地

名張市 商工経済室内 ウィズコロナ事業者応援支援金事務局あて
(5ページの宛名台紙をご活用ください。)

※封筒表面に「申請書在中」、裏面に住所、氏名を記入し、郵送料は各自でご負担ください。郵送時の紛失等の責任は負いかねますので、必要に応じてレターパック、簡易書留郵便等をご活用ください。

② 持参する場合

名張市役所内に設置するボックスに投函してください。

設置場所：名張市役所4階 商工経済室内ウィズコロナ事業者
応援支援金事務局（エレベーターを降りて右側）

受付時間：午前8時30分～午後5時00分

※必要書類は封筒に入れてご提出ください。



【お問い合わせ先】

名張市 商工経済室内 ウィズコロナ事業者応援支援金事務局

TEL：0595-63-7824（平日午前8時30分～午後5時00分）

1. 概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響により売上が減少した中小企業、個人事業主の中で、国の「月次支援金」、県の「三重県地域経済応援支援金」等の支給要件とならない売上高減少率15%以上30%未満の事業者に対し、事業継続を応援するための支援金を交付します。

2. 支給金額

法人 10万円 ・ 個人事業主 5万円

※申請は1事業者1回限り

※新型コロナウイルス感染拡大の影響による国・県の各種協力金・支援金等を受給している場合でも、本支援金の支給要件を満たす方は申請可能です。

※本支援金は課税対象となります。

3. 申請期間

令和3年11月1日（月）～令和3年12月28日（火）

※申請状況により締切が早まる場合があります。

4. 支給要件

下記事項をすべて満たす事業者

- (1) 名張市内に主たる事業所を有する法人・個人事業主であること、又は個人事業主のうち、名張市内に住所を有し、市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 令和2年8月1日から現在に至るまで事業を継続しており、今後も継続の意思があること
- (3) 令和3年8月発出の三重県まん延防止等重点措置、三重県緊急事態宣言等、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少していること
- (4) 令和3年8月から10月までの3カ月平均売上高が前年または前々年の同期間における3カ月平均売上高と比較し、15%以上30%未満の減少率であること（ただし、令和3年8月から10月までの3カ月平均売上高が、法人の場合10万円以上、個人事業主の場合5万円以上であること）

5. 支給対象者

○中小企業基本法に定める中小企業者等であること（法人の場合）

業 種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと） ※みなし大企業は除く	
	資本金額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（下記3業種を除く）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

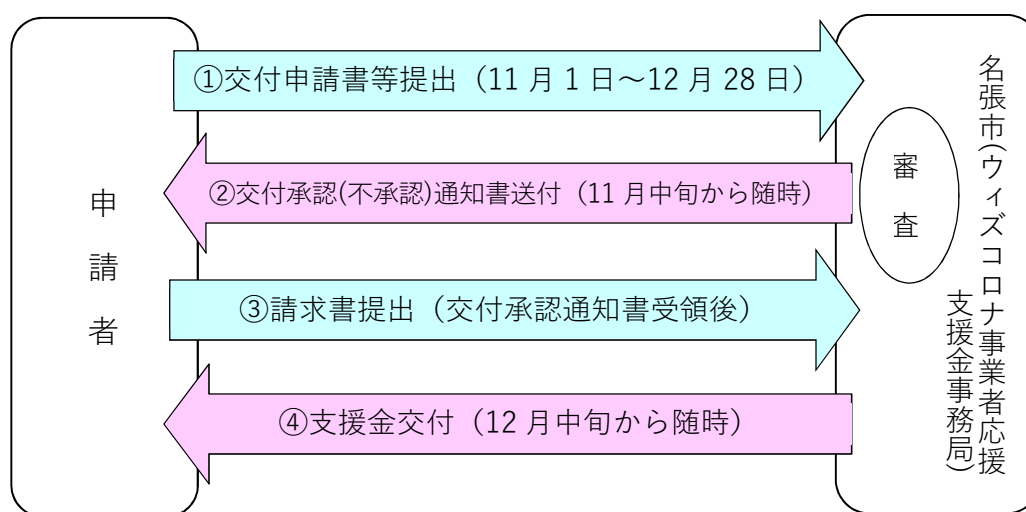
○主たる収入が事業所得であること（個人事業主の場合）

○市税を滞納していないこと（新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例対象者はこの限りではありません。）

※下記の事業者は対象となりません。

- ・ 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等、中小企業基本法に規定する「会社」に含まれない事業者
- ・ 政治団体
- ・ 宗教上の組織又は団体
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又はその営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ・ 代表者、役員又は、使用人その他の従業員若しくは構成員等が名張市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団又は第2号の暴力団員に該当する者、又は上記の暴力団、暴力団員が経営に事実上参画している事業者

6. 申請から交付までの流れ



7. 申請に必要な書類（すべてA4サイズに統一してください）

- ①補助金等交付申請書

②売上高確認表兼誓約書

③コロナ禍の影響及び今後の事業展開調査票（A 4 両面印刷・長辺綴じ）

④返信用封筒

※必要料金分の切手を貼付し、封筒表面に申請者の郵便番号・住所・名称（氏名）を記入

⑤令和3年8月から10月の売上が確認できる資料（売上台帳の写し等）

⑥令和元年または令和2年（売上減少比較年）8月から10月の売上が確認できる資料

【法人】法人税の申告書（別表一）、及び法人事業概況説明書両面の写し

【個人事業主】

青色申告者：所得税の申告書 B（第一表）、及び所得税青色申告決算書の写し

白色申告者：確定申告書 B（第一表）、及び売上台帳の写し等

※法人税の申告書（別表一）、所得税の申告書 B（第一表）の控えには、收受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合、受付日時及び受付番号が印字）されていること

○その他必要に応じて、追加書類の提出を求める場合があります。

8. 申請書等入手方法

①市ホームページよりダウンロード

②名張市役所 商工経済室内 ウィズコロナ事業者応援支援金事務局にて入手

③名張商工会議所にて入手

（名張市南町822-2 名張産業振興センター3階）

9. 支援金の請求方法について

交付申請書および添付資料の審査完了後、交付対象基準を満たした事業者に対して、補助金等交付承認通知書および補助金等交付請求書を送付します。事業者は補助金等交付請求書に必要事項を記入の上、補助金等交付承認通知書の写し（原本は保管し、写しを送付すること）とともに下記「10. 提出方法」にて、ご提出ください。なお、交付対象基準を満たさないと判断した事業者に対しては、補助金等交付不承認通知書を送付します。

○申請書類の内容に虚偽や不正があった場合又は交付要件を満たしていないことが判明した場合は、支援金の申請を取り下げさせていただきます。また、支援金の交付後に虚偽や不正が発覚した場合は、支援金を返還させていただきます。

10. 提出方法

原則郵送にて提出 ※申請書は令和3年12月28日の消印有効

【送付先】

〒518-0492 名張市鴻之台1番町1番地

名張市 商工経済室内 ウィズコロナ事業者応援支援金事務局 あて

※封筒表面に「申請書在中」(請求書送付時は「請求書在中」)、裏面に「住所、氏名」を必ず記入し、必要料金分の切手を貼付の上、送付してください。送付方法は指定しませんが、郵送時の紛失等の責任は負いかねますので、必要に応じてレターパックや簡易書留等の追跡できる方法をご利用ください。

【持参する場合】

名張市役所内に設置するボックスに投函してください。

設置場所：名張市役所4階 商工経済室内ウィズコロナ事業者応援支援金事務局 (エレベーターを降りて右側)

受付時間：午前8時30分～午後5時00分

(令和3年12月28日午後5時00分まで)

※書類は封筒に入れて投函してください。

11. 問い合わせ先

名張市 商工経済室内 ウィズコロナ事業者応援支援金事務局

TEL:0595-63-7824 E-mail:syoukou@city.nabari.mie.jp

宛名台紙 (切り取って宛名としてご活用ください。)

〒518-0492
名張市鴻之台1番町1番町
名張市 商工経済室内
ウィズコロナ事業者
応援支援金事務局あて
<申請書在中>